

**【横浜市北部児童相談所】会計年度任用職員（日額職）
こころのケア係心理判定業務（週4日勤務）（令和8年4月1日採用）募集要項**

1 業務内容

- (1) 愛の手帳判定のための心理診断、資料請求・回答事務、読み替え判定入力
- (2) 児童票の作成、手帳関連の統計
- (3) 心理司の事務処理補助等
- (4) 大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2 勤務場所

横浜市北部児童相談所（横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区総合庁舎内）

3 応募要件

- (1) 次の条件をすべて満たす方
大学または大学院において心理学を履修した方
臨床心理士又は公認心理師資格のいずれかを有する方
田中ビネー知能検査ができる方
パソコンの基本操作ができること（ワード、エクセル）
- (2) 次のいずれにも該当しないこと
 - ・ 児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者
 - ・ 過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

4 募集人数

1名

5 勤務条件及び報酬

- (1) 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (2) 勤務日・時間 週4日で所属長が事前に定めた日（土曜日、日曜日、祝日、閉庁日を除く）
午前8時30分から午後5時00分（休憩時間 午後0時から午後1時）
- (3) 給 与 日額 16,050 円（令和7年度実績額です。任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。）
期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給
- (4) 休 暇 年次休暇、夏季休暇等
- (5) 社会保険等 横浜市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入。横浜市職員厚生会（任意加入）
※その他の勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

6 応募方法

- (1) 提出書類
会計年度任用職員申込書（所定様式）、作文用紙（所定様式）、資格を有していることを確認できる書類（写）
※様式はホームページよりダウンロードできます。
※提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- (2) 提出方法及び提出期限
持参又は郵送
令和8年3月9日（月）必着（期限を過ぎた場合は受付できません）
※ 持参時の受付：月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時（閉庁日を除く）
※ 郵送の場合の送付先
〒224-0032横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 横浜市北部児童相談所 会計年度任用職員担当あて
※ 郵送の場合は、現在の郵便事情を考慮し、必ず期限までに届くよう余裕をもって送付してください。

7 選考

- (1) 選考方法 書類選考及び面接選考を実施します。
- (2) 選考日程 **令和8年3月11日（水）午後予定**
※日時は令和8年3月9日（月）以降に電話でお知らせします。
- (3) 面接会場 北部児童相談所（市営地下鉄センター南駅から徒歩6分、都筑区総合庁舎2階）

8 雇入時健康診断

内定者は採用後に雇入時健康診断を受診していただくことになります。

9 停止条件

令和8年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格されても採用されないことがあります。

《お問合せ》 横浜市北部児童相談所 会計年度任用職員担当
〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1
電話 045-948-2441 / FAX 045-948-2452